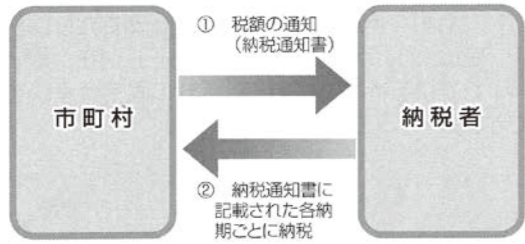




おくやま けんぞう 奥山 謙三 議員

固定資産税課税の取扱いは

引き続き適正な課税に取り組む



質問 固定資産税は1月1日現在の所有者に課税され、対象となる資産は土地、家屋、償却資産等となっています。固定資産税の対象となる償却資産の対象となる

住民税務課長 法人や個人で工場や農業、商店などを営んでいる方が、事業を営むために所有している構築物・機械・備

品などで取得価格が10万円以上のものをいいます。

質問 土地、家屋で相続登記がされていない場合の取扱いは。

住民税務課長 手続きの際に、相続人の代表者を決めていただき納税通知書の送付先を変更するとともに、速やかに相続登記するように伝えていきます。

住民税務課長 不明が判明した段階で相続人調査を行い、代表者を設定しています。対象資産に農地がある場合の維持管理の有無については、課税上加味されることはありません。

質問 本人行方不明者、相続人行方不明者の場合の固定資産税の取扱い、対象資産に農地がある場合維持管理が必要と思うが、どうなっているか。

住民税務課長 空き家については解体しない限り課税は行います。

質問 空き家等の課税の取扱いは。

住民税務課長 登記の有無にかかわらず家屋調査を行い、課税します。

質問 家屋等の未登記及び表示登記はされているが、保存登記がされていない場合の課税の取扱いは。

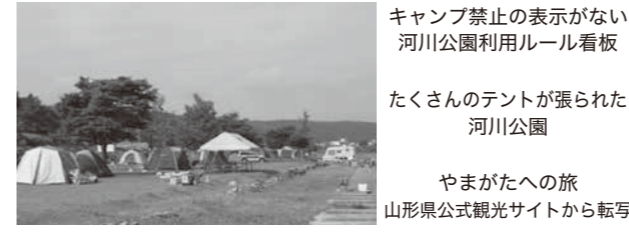
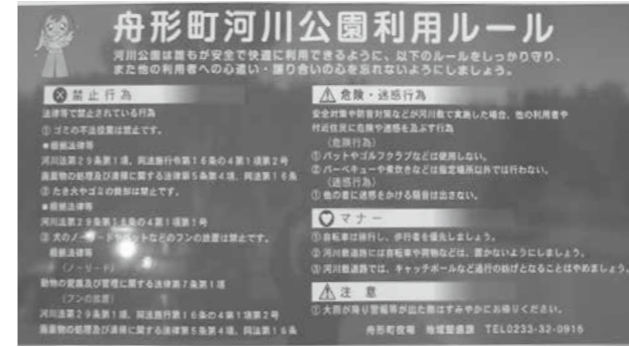
住民税務課長 登記の有無にかかわらず家屋調査を行い、課税します。

質問 令和6年4月より相続登記制度が変わりますが、町としての対応は。

住民税務課長 改正に向け、町でも税務窓口や広報等でお知らせしていきます。

質問 3年ごとの評価替え

3年間の価格の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直します。



町長 河川公園におけるキャンプ禁止に関する町の考え方は、局所的な豪雨により急な増水が多くなっており、夜間では命への危険が増すなど安全確保ができないため宿泊を伴うキャンプについては「全面禁止」としています。

看板、釣りマップ、イ

質問 西ノ前遺跡公園と魅力的なサイクリングロードへの延伸を

町長 西ノ前遺跡公園からアユパークをつなぐルート整備は、最上小国川清流未来振興機構計画に基づき、かわまちづくり計画事業、遊歩道整備事業として実施しています。今年度は国道13号付近か

町長 西ノ前遺跡公園からアユパークをつなぐルート整備は、最上小国川清流未来振興機構計画に基づき、かわまちづくり計画事業、遊歩道整備事業として実施しています。今年度は国道13号付近か

ら高規格道路付近の堤防の舗装、来年度町では、堤防と西ノ前遺跡公園をつなぐ農道の舗装を計画しています。

アユパークから町道・県道を経由して舟形駅へ、舟形駅から西ノ前遺跡公園へとルートが延伸され、魅力的なサイクリングロードになるものと考えています。

質問 河川公園の看板にキャンプ禁止とあるが、リバーサイドアユパークの看板には、一部ミニキャンプ場と表示しています。最上小国川清流未来振興機構で発行している釣りマップにはキャンプ場ありと掲載されています。

インターネット情報を検索すると、アユパークは利用届を提出すれば無料でキャンプも楽しめる」と記載してあり、情報に一貫性が無いように思います。

キャンプ禁止でなく、キャンプ場として利用できる方策を検討してほしいかが、町長の考えを伺います。

インターネット情報に一貫性がないことへの対応は、看板表記に禁止項目を早急に追加、釣りマップの「キャンプ場あり」の表記については削除するよう発行元に要望、インターネット情報の「届けを提出いただければ無料でキャンプも楽しめます」の文面は削除の対応をとって行きます。

釣りマップの「届けを提出いただければ無料でキャンプも楽しめます」の文面は削除の対応をとって行きます。



いとう けんいち 伊藤 欽一 議員

河川公園のキャンプ禁止見直し検討を

宿泊を伴うキャンプは全面禁止